

監査論の發展

岩 田 巖

監査論は會計學の領域では、かなり古い歴史をもつた由緒のある一分科であるに拘はらず、學問上あまり大きな關心をもたれなかつたことは周知の通りである。簿記の勘定理論や貸借對照表の作成原理が學者の間に華々しい論争をまきおこし、原價計算、經營分析、或は豫算統制の研究が學問的にも實際的にも活潑な進展を示しつつあるに引換へて、監査論の領域にかぎつては、如何なる理由からであらうか、久しく見捨てられたままであり、依然として舊態を保持するのみであつた。

ところが最近にいたつてこの方面の研究もやうやくながい冬眠から醒めて、實際的關心を呼びおこすと共に、學問的にも興味をあつめてゐることは注目に價する。いまや監査論は傳統的な舊殻を脱して、新しい監査體系の建設を企圖しつつある。この傾向はまづ米國にその萌芽をあらはし、獨逸において、まだ部分的ではあるが、著しく發展せしめられてゐる。

新しい監査論の構造は未だに明確な體系を以て示されてはゐないのであつて、その建設は監査論に與へられた今後の課題である。ここではたゞその輪郭だけでも髣髴たらしめるために、まづ英國の傳統的監査概念と米國の新傾向とを比較することから初めようと思ふ。

米國の會計學における監査概念と英國のそれとは、ひとしく監査オアイットと呼ばれながら、かなり趣を異にする。米國の監査論と雖も、もとをただせば、英國から移植されたものであり、英國で發達した傳統的監査の流れを汲むものであるにも拘はらず、いつかその焦點を異にするやうになつて、いはゞ英國的監査に對して米國的監査とでもいふべき異なる監査概念の形式が意圖されつゝある。

兩者の相違として屢々指摘されるのは、英國の監査論が所謂精細監査の研究を相變らず固執するに反して、米國の監査論はむしろ貸借對照表監査の問題に重心をおくといふことである。もとよりこの點が兩者を區別する一の特徴であることは認むべきであらう。だがそれに増して重要な差異は、むしろ監査の目的設定にあり、従つてまた監査任務の範圍にあるやうに思はれる。英國では監査目的は會計記錄にひそむ虚偽や誤謬の有無を検査し、會計報告の正否を検證するにあると解釋されてゐる。従つて監査人の任務はこの點を究明することであつて、それ以上には出ない。即ち會計行為の是非を批判することに限定されて、經營活動の批判には及ばないのである。英國では學問上でも實際上でもこの限界が固く守られてゐるやうである。ところが米國の監査論ではさらに廣い監査概念が要求されてゐる。會計批判といふ英國的監査の傳統的限界をのりこえて、會計報告に盛られた經濟的内容の批判へ踏み込むことが主張されてゐる。經營行為の是非得失の價值判斷を監査の主要なる任務と解釋する。いふまでもなくここでも會計記錄、殊

に貸借対照表の正否の検査といふことは監査の重要な任務に屬する。だが會計批判はここでは經營批判に従屬せしめられてゐるのである。かくて英國的監査が會計それ自體の批判であるとすれば、米國的監査は會計を通じての批判であるといふことが出來よう。

かやうに監査目的が會計批判から經營批判へおきかへられたこと、文字通りの「會計監査」に對して經營批判的監査、約めていへば、「經營監査」が意圖されてゐるといふことは、監査論にとつて一般に考へられてゐるほど簡單な問題ではない。ここには監査論の飛躍が暗示されてゐるからである。

二

前述のごとく、英國的監査概念は會計批判だけに限定されたものであつて、英國の監査論はこの概念の上に構成されてゐるが、これはその監査役制度の然らしむるところである。

英國における監査の歴史は古い。その起源は十四世紀の昔に遡るといはれてゐる。だが近代の意味における英國的監査が成立したのは、十九世紀の後半に至つてからであり、殊にその本質と形態が確立されたのは、株式會社の監査役制度の發達に由來するといふことができる。

英國の經濟界は十九世紀に至つて著しい發展を遂げたが、その反面において屢々恐慌の襲來により攪亂されたことは歴史の示す通りである。この恐慌の都度、幾多の株式會社は破産し、株主・債權者の蒙つた損失は莫大なものであつて、産業の發達に恐るべき支障を齎した。この株式會社破産の經濟界におよぼす甚大な影響に鑑み、これを防壓す

る手段として一八四四年の會社法により監査役の制度が設けられた。即ち法律上株式會社の取締役に對しては會計記錄を作成せしむると共に、監査役を設けてこれを検査せしめ、株主に報告せしむることになった。監査役は株主の利益を代表し、取締役の業務執行に對する監督として専ら會計の監査を行ふのである。最初の頃は株主から監査役が選任され、監査役はさらに會計士を雇入れて監査事務を行はせたが、會計士の向上發達に伴つて漸次會計士が直接に監査役に選任されるやうになつた。監査事務が會計士業務として最も重要な地位を占むるに至つたのは、かかる事情に基くのである。^(註一)

ところで監査役は法律上如何なる權限と責任をもつかといふに、これは一九〇八年の會社法によつて明確に規定された。即ち同法第一一二條は次の如くこの點を規定してゐる。

「(一)會社の監査役は何時でも會社の帳簿・計算書および證憑を閲覽する權限を有する。而して會社の取締役及び其他の役員に對して監査役の責任を履行するに要する報告および説明を求むる權限を有する。

(二)監査役は自ら検査せる計算および自己の在任中取締役が通常總會に提出せる貸借對照表に關して、株主へ報告することを要する。この報告書には左の事項を記載することを要する。

(a)監査役は要求せる報告および説明を與へられたか否か。

(b)監査役の意見に従へば、監査役に與へられたる報告および説明に徴し、而して會社帳簿の示すところより判斷して、貸借對照表が會社の財産狀態を正當に表示することく適當に作成されたか否か。^(註二)

この條文によつて監査役の行ふべき任務と權限は明かであるが、この規定が英國監査論の内容と範圍を決定することに與つて力があつたのである。この點をさらに明瞭ならしめるために、リンドレイ判事の解釋を引用しよう。彼は

ロンドン、ヂェネラル銀行事件に關聯して會社法の規定を次のやうに敷衍し、説明してゐる。

「監査役の仕事は監査時における會社の實際の財産状態を確め、これを報告することであつて、監査役の任務は全くこの點に限定される。そこで問題になるのは監査役は會社の財産状態を如何にして確かむべきかである。これに對しては『會社の帳簿を検査して』と答ふべきである。だが會社の帳簿はそれ自身が會社の眞の状態を示すか否かを調査研究した上で、會社の帳簿を検査するのだから、監査役はその責任を免れることが出来ない。監査役は合理的なる注意を以て會社の帳簿それ自身が會社の眞の財産状態を表示することを確める必要がある^(註三)」

監査役の責任に關するこの種の解釋が、やがて監査論の課題を帳簿の精細監査に集中せしめたことは明かであらう。さらに監査役の任務の限界についてリンドレイ判事は次の如く述べてゐる。

「取締役または株主に對して、何をなすべきかの忠告を與ふことは監査役の任務ではない。擔保附で、または無擔保で貸付をなすのは慎重か輕率かといふやうなことに對しては監査役は少しも關與しない。監査役としては、株主に對する任務を履行しなへすれば、會社の經營が慎重に行はれたか、輕率に行はれたか、或は有利に行はれたか、不利に行はれたか、配當が適當であるか、不適當であるかについては關係がない。監査役の任務は監査時における會社の眞の財産状態を確かめ、これを報告することだけであつて、全くこれだけに限定されてゐる^(註四)」

この解釋のごとく、會社法は監査役の任務を會計批判のみに限るのであつて、經營批判には關與せしめない。會計報告を通じて經營批判を行ふことは被報告者に委すのである。かかる法律上の監査役任務規定がやがて英國の監査論の範圍を限定して、文字通りの會計監査論たらしめたのである。これを要するに英國における監査論の傳統的立場は會社法の規定に根差すのであり、出資者のための監査といふ見地が支配的な意義を有するところから、會計批判の域

を出なかつたのである。

註一 渡部寅二、經營者の爲の監査、會計三九—三

渡部義雄、英米會計士事情

Littleton : Accounting Evolution to 1900, p. 259.

註二、三、四 渡部義雄、同書、一五六頁以下

三

米國における監査の歴史は英國に比較すれば遙かに新しく、もとは英國的監査が輸入されたのであるが、その監査任務の狹隘なる限界にあきたらずして、監査目的の變更、監査任務の擴大が學者によつて主張されるに至つた。例へばカステンホルツは次のやうに述べてゐる。

「監査は簿記とは違つて分析的手續である。これは勘定科目および勘定設定の基くべき諸原理について完全なる智識を要するばかりでなく、個別的營業取引を適當に分析し、事業の諸活動を正確に綜合しうる能力を要求するものである。従つて監査人の報告書は單に諸勘定の論理的配合のみであつてはならない。これは所期の成果達成における努力の價值とこれが事業組織の財政状態におよぼす影響を充分に示さねばならない。

監査の主要目的は帳簿の數學的正確性を證明し、諸勘定の検査が行はれて正確性が確認されたことを申告し、且つ貸借對照表と損益表を附加することだと誤信する實際家が多い。併しながらこの觀念は狭きにすぎた嫌がある。監査人は検査せる諸勘定の構造を完全に理解する會計士たるばかりでなく、むしろ主として事業分析家でなければならぬ。營業政策の效果ならび

に經營管理、事務手續、工場生産、販賣を一層整備せしめ、能率を増進せしむるに役立つ諸要因を事業家に教示せねばならぬ。かくのごとき監査の經營促進的建設的方面こそ最も大なる價值をもつものである。附隨する手續のごときはこの建設的目的に對する手段にすぎない^(註一)

その他モンテゴメリーも同様の見解であり、ペルおよびボウエルソンは前二者ほど積極的ではないが、これに近い傾向を有する^(註二)。かやうに米國の監査論が單に監査人の任務の擴張を要求するばかりでなく、監査目的の擴大を主張することは當然監査論の課題の根本的變革を豫想せしむるものであるが、この點に觸れる前に、かかる要求が特に米國に發生した實際的事情を一瞥する。

まづ第一に注目すべきは米國における監査人の立場である。ここでは英國と違つて監査人は株主のために監査を行ふよりは、業務執行者たる取締役のために行ふ場合が多く、これがむしろ普通である。この點で英國とは監査觀點が著しく相違する。これは如何なる事情に起因するかといふに、英國では前述の通り監査役は會社法の強制するところであるが、米國ではかかる法律上の強制は存在しない。殆ど總て州では監査役の選任は會社の自由意志に委ねてゐる^(註三)。かくて米國では會計士が會社から監査の依頼を受けるのは取締役の委嘱によることが普通となつてゐる。企業の經營者のための會計監査が要求されるやうになつたのは會計の經營統制的意義が増大した結果である。企業の規模が尨大となり、内部組織が複雑となるにつれて、經營者と雖も親しく經營の實際に接することが不可能となり、經營内部の見透しが利かなくなつた。そこで經營者は實際に業務に携はる従業員から計算記録を徴しその數字に基いて業績を批判し經營統制を行はざるを得なくなつた。即ち出資者、債權者のための會計ではなくて、經營者のための會

計が重要になつた。これに關聯して經營者のための監査も必要になつたのである。ところで會計報告は經營内部で利用されるのであるから、外部へ發表する場合と違つて特に偽飾される必要もなければ、その危険も少ない。さらに經營の内部的牽制組織が有効に實施されるにつれて、會計上の過失および不正の發生する餘地も少なくなつた。かかる事情の下では會計の誤謬摘發を目的とする英國的監査が重要性を失ふことは當然の結果であらう。ここに米國の監査論が經營批判に重點を求めるやうになつた原因がある。

註一 Castenholz, W. B. : Auditing Procedure, p. 1.

註二 Montgomery, R. H. : Auditing, Vol. p. 19.

Bell and Powellson : Auditing, p. 340.

註三 渡部義雄、英米會計士事情 二四二頁以下

Dickinson, A. L. : Accounting and Procedure, p. 235.

四

米國の監査論者は前述の通り監査概念を擴張して會計批判のみならず、經營批判までも包括することを要求するが、若しも彼等の主張するやうに、經營批判を監査目的の上位におき、會計批判はその下位に屬せしめるならば、これは必然的に監査概念の變革を齎らすものでなければならぬ。この種の監査には、從來の「會計監査」といふ概念では包括しきれない豊富な内容が盛られることになるからである。これは單に會計のみに關する監査ではなくて、經營に

關する監査でもあるからである。かくてこの種の監査に對しては「經營監査」ともいふべき新しい監査概念の設立が要請さるべきであり、従つてまた監査論もこの經營監査概念を基礎とし、これに準ずる内容と範圍において建設さるべきであらう。

そこで若しこの新しい意味での監査論、即ち經營監査論の成立が可能であるとすれば、まづ第一に究明さるべき問題は、この經營監査論と經營分析論とは如何なる關係にあるかといふことである。兩者は實際上はとにかくとして學問的領域においては異なる分野に屬するものとして從來別途に發達してきたものである。經營分析論の任務は企業の經營財政の眞相を把握してその經濟活動の價值判斷を行ふために、會計報告の數字を如何に分解比較綜合利用すべきかを論究することであつて、所謂「會計監査論」とは截然と區別されてゐたのである。兩者の從來の關係をさらに立つて見るに、會計監査論の課題は會計記録の報告者と被報告者（外部關係者たると内部經營者たるとを問はず）との間に介在する監査人が會計報告の正しく經營狀態を表示するか否かを檢査すべき方法を究明するのであつて、報告内容の批判方法に關する研究は自己の領域外にあるものとして取扱はなかつた。これに反して經營分析論は被報告者が提供された會計報告を通じて經營の批判的觀察を行ふために如何なる手段に據るべきかを究明するのみであつて、會計報告作成の正否に關する吟味には觸れなかつたのである。この兩者の境界線は英國的監査概念の立場にたつかぎり、嚴密に守られるが、經營監査の立場においてはその境界に撤回されて監査論の中に經營分析が包括されることになる。従つて經營監査論は如何なる仕方で經營分析の方法を自己の領域に取入れるかといふ點が究明されねばならない。

經營監査論の立場における經營批判は從來の經營分析論におけるそれとは、少なくとも次の點で區別さるべきやう

に思はれる。經營分析論では分析者の立場によつて外部的分析と内部的分析との二種に分類されてゐる。前者は經營外部の者が提出された決算報告を通じて經營批判を行ふ場合であり、後者は經營内部の者が經營活動の自己批判を行ふ場合である。従つて外部的分析においては經營分析上利用し得る資料が大體決算報告に限られてゐるに反し、内部的分析にあつてはそれ以外の廣い範圍に亘つて詳細に取材し得るのである。そこでこの兩者と經營監査との異同を見るに、經營監査は經營外部の者が經營批判を行ふ點で、外部的分析に等しいが、決算報告にかぎらず、經營内部へ立入つて、詳しい計算記録を利用しうる點で區別さるべきである。さらに經營監査は取材範圍が決算報告に限定されない點で内部的分析と趣を同じうするが、經營外部者が經營批判を行ふ點に差異がみられる。この兩者の關係は恰かも外部監査と内部監査との關係に類似するものである。

かやうに經營監査の立場は外部の第三者が經營の内部に立入つて經營批判を行ふものであるとすれば、その方法は從來の經營分析の方法とは自ら異なるところがあるべきであらう。經營監査論の課題は正にかかる立場における經營批判方法の究明でなければならぬ。

然らば米國の監査論はこの問題に對して如何なる態度をとるかといふに、殆ど積極的な意見を聞くことが出来ないやうである。この種の問題を取上げて、經營監査論の建設に觸れようとするものは殆どないやうに思はれる。監査目的を論ずるにあたつて、經營批判の重要性を強調しながら、監査人の立場からする經營批判の方法については追究するところがない。監査論の殆ど全部は貸借對照表を中心とする會計批判の論述で終始するといつても差支へない。

五

經營監査が如何なる内容と範圍をもつべきかを考察するにあつて、貴重なる指針を與へてくれるのは獨逸における經濟監査の概念である。經濟監査 (Wirtschaftsprüfung) といふのは一九三一年の改正獨逸株式法および同施行令による強制監査の規定と共に新しく誕生した概念であつて、これを契機として獨逸の監査制度は一段と飛躍すると同時に、監査論も亦經濟監査概念をめぐつて、活潑な論究を開始したのである。それ以前の監査論は他の分野における經營經濟學的研究の目醒しい發達に比較すれば、甚だしく沈滞してゐて長い間舊套を脱しなかつた。^(註)獨逸の監査文獻では監査概念は形式的監査と實質的監査の二種に分類されるのが普通であるが、前者は所謂帳簿監査であり、後者は貸借對照表監査であつて、要するに「會計監査」の域を出なかつたのである。尤も監査人が監査業務において會計批判のみならず、經營批判にまで立入り、經營相談に與ることはむろんあつたし、また監査論においても帳簿監査、貸借對照表監査と並べて、「經營監査」なる概念の下に収益性や流動性の監査を論述するものもないではなかつた。然しながらまだここでは經營分析との單純なる機械的結合が見られるのみであつて、新しい意味での經營監査論の構想は試みられてゐなかつたといつて差支へない。^(註二)然るに強制監査の實施に伴ふ「經濟監査人」 (Wirtschaftsprüfer) 制度の成立によつて、經濟監査概念の下にここに所謂「經營監査」の問題が新しい意義を擔つて監査論の前面にあらはれるに至つたのである。

經濟監査概念はいまだにその内容が雜然としてゐるし、その範圍も明確に限定されてゐない。だが大凡その輪郭は

「正規の年次決算監査の外になほ一連の部分検査および特別監査がある。……これらすべての監査を経済監査といふ言葉で包括することが出来る」といふシュマルツの言葉からもほゞ推定し得るのであつて、要するにこれは各種の監査を單に綜合した名稱であり、統一的な概念ではない。然らば経済監査の下に如何なる種類の監査が包括されるかと云ふに、これも學者によつて大きな見解の相違がある。例へばシュマルツは（A）會計の監査（B）經濟關係の監査（C）經濟的合目的性および業務遂行の監査（D）金融過程における會計の監査の四種類を列舉し、さらにこれと細分してゐる。^{（註四）}即ちシュマルツの經濟監査概念には會計監査と「經營監査」の兩者が含まれてゐる。ライトナーによれば、經濟監査は貸借対照表監査よりもはるかに廣いのであつて、經營組織、經營執行の經濟性および合目的性、財政活動、各種の企業政策（貸借対照表政策、信用政策、財務政策、販賣政策）一定の取引の經過その他多くの事項が經濟監査の對象となる。以上は會計監査の關聯のある經濟監査であるがライトナーはさらに國民經濟的産業調査のごとき會計監査を前提とせぬ任務まであげてゐるのであつて、彼の意味する經濟監査の範圍は極めて廣く會計監査と「經營監査」の外に經濟調査も含むものである。^{（註五）}かやうに範圍の限定は學者によつて廣狹様々であるがこれはここでは問題ではない。むしろ重要なことは經濟監査概念の如何なる解釋にも「經營監査」が含まれてゐることである。經濟監査が監査論の發展にとつて重要な意味をもつのは、この概念の下に經營監査の問題が取り上げられてゐるからである。經濟監査の内容は極めて複雑であり、その範圍も廣汎なものであつて、ここでは經濟監査を全面的に論究する餘裕はない。たゞ「經營監査」の構造を考察するに役立つかぎりにおいてこれを顧慮するに留めなければならない。そこで經濟監査の一部門として取扱はれてゐる信用監査（Kreditprüfung）、即ち受信者の信用狀態に關する經營監査につ

して二三の問題を考察する。この種の監査は經濟監査の成立に大きな役割を果たしたばかりでなく、「經營監査」と「經營分析」との差違を明かにするためにも効果があるからである。

註一 Le Coutre, W. : Materielle Revisionen. Wirtschaftsprüfung. herausgeb. v. Ertel, S. 63.

註二 Ziegler, J. : Bücher- und Bilanzrevision.

Prion, W. : Betriebsprüfung, Wirtschaftsberatung und der Wirtschaftsprüfer.

註三 Schmaltz, K. : Wirtschaftsprüfung. Nicklisch. H. W. B.

註四 Schmaltz : ditto.

註五 Leitner, F. : Die Kontrolle, 1934, S. 138.

其の他 久保田晋二郎、強制監査 四三二頁以下

六

獨逸において強制監査の立法が問題となり、經濟監査人制度の確立が要求されるに至つたのは、一九三〇年から三年にかけての恐慌が直接の動因であると云はれてゐる。この恐慌の襲來によつて獨逸の產業界は深刻な打撃を蒙つたが、分けても銀行のうけた貸倒損失は莫大なものであつた。この銀行の被害に關聯して俄かに表面化したのは、銀行の企業に對する信用調査の不備缺陷といふことである。當時銀行によつて行はれた信用狀態の検査はきわめて杜撰なもので、通常は擔保物件のみを重要視し、企業の財政狀態については甚だ簡單な調査を行ふにすぎなかつた。即ち一般に企業の信用能力は提出される貸借對照表を通じて捕捉しうると信ぜられてゐた結果、銀行は専ら貸借對照表を

基礎とする信用方針に頼る傾向が強かつたのである。貸借対照表はその計算上の正否のみが監査人によつて検証されるに留まり、この貸借対照表に銀行の信用調査部が適當な改修を施して流動性または収益性を算定し、その結果に従つて授與さるべき信用の額を定めるのが普通であつた。だから銀行が特に監査人に依頼して企業の營業成績や財政状態を綿密に分析批判せしむることは一般には行はれてゐなかつたのである。そこでかかる粗雑な調査方法こそ銀行をして資本運用を誤らしめ、莫大な損害を蒙らしめたのであるといふ意見が行はれるに至つた。^(註一)例へばアイヒはこの點について次のやうな見解を述べてゐる。

「かかる方法が我々の信用組織と財資の生産配給秩序を激しく攪亂するに與つて力があつたことは明白である。尤もこの事がどの場合にも妥當するといふ積りはない。信用授與前に正規の監査が行はれなかつたことが、資本運用を誤らしめた唯一の原因だと主張するものでもない。然しながら自分の固く信ずるところに従へば、信用の適否がもつと適當な方法で調査されてゐたとすれば、その影響もかほどに破壊的ではなかつたらうと思ふ。^(註二)」

かやうに従來の單純な貸借対照表分析の無力さが現實に暴露されるに至つて、ここに信用調査の改革が問題となり、受信者の信用状態に關する綿密な監査の必要が痛感されるやうになつた。即ち外部の監査人が銀行に代つて經營の内部に立入り、詳細な會計監査ならびに經營監査を行ふべきことが要求されるに至つた。この事情こそ經濟監査人制度設立の直接の動機となつたものであり、またこれを契機として一層高い見地から監査制度を改革すべき機運が醸成されたのである。

然らば經濟監査の立場から受信者のために信用監査は如何にして行はるべきか。監査論は大きな關心を以てこの問

題を取上げ、個別的には深い研究が行はれたが、未だ充分な體系化は完了してゐないやうに見える。併しながら經營監査の意味における信用監査の任務は大體において推測しうるやうである。次に諸學者の論述を綜合しつゝ二三の問題を略説しよう。

註一、註二 Le Coutre : a. a. O. S. 65.

Eich, W. : Kreditprüfung. Wirtschaftsprüfung. v. Ertel, S. 139-140.

七

信用監査は受信者の經營財政狀況を信用經濟的見地から検査するものであつて、その目的は信用の安全性、利子および期日回収の確實性を検討することにある。この種の監査は實施の時期によつて二種に區別される。一は信用授與前における支拂能力・信用受容能力の監査であり、他は契約期間における監視的監査である。^(註一) 兩者はそれぞれ異なる任務と方法をもつが、ここでは前者を略述するに留める。

支拂能力即ち信用能力の監査でまづ問題になるのは流動性の監査である。ライトナーによれば^(註二)、從來流動性の度合は流動資産と短期負債との比較によつて決定されたが、かやうな通常の貸借對照表による流動性計算は單なる靜態計算であつて、流動性の内面的關係を明かにすることは出来ない。例へば貸借對照表計算では固定的な抵當債務も償還期間が迫つてゐるかぎり、固定負債からは區別さるべきだが、この短期的性質は外部からは推察し得ないからである。従つて經濟監査は別に支拂豫算の形式における動態計算を行つて補充すべきであると述べてゐる。さらに彼は別の方

面から年次貸借對照表が支拂能力の判定に不適當な手段であることを指摘してゐる。蓋し流動資産といへども項目によつて換金性の大小、遲速は相違し、短期負債も亦項目毎に支拂期限の緩急性を異にするが、この事情は數字の裏にかくれて表面には現はれてゐないからである。従つて彼は貸借對照表の數字は質的監査を受くべきであつて、短期負債と流動資産は期限によつて分類整理し、兩者を順次比較することによつて支拂能力の期間的觀察を行ふ必要があると論じてゐる。

支拂能力の判定には流動性監査も必要だが、さらに収益性監査も併せて行ふべきである。論者によつてはむしろ後者の方を一層重要視するものがある。例へばアイヒ、キンツレ、グロッセのごときがそれである。アイヒによれば、從來銀行の考へ方はあまりに靜態的であつて、動態的でなかつた點に缺陷がある。銀行にとつて最も重要な觀察對象は靜的狀態であつて、資産負債は注目するが、費用収益の方面はあまり顧慮してゐない。だが信用投與の基準は財産實體ではなくてむしろ収益性にあるべきだといふのである。グロッセも亦同様の意見で、與信者のために信用能力を決定する目的は受信者財産の信用經濟的収益性、即ち信用に對して契約利率による利子を支拂ひ、契約期日に全額を返済しうる能力を明かにすることであると述べてゐる。信用能力判定のための収益性監査の方法は色々あるが、貸借對照表を基礎とするのみでは不充分であるとされてゐる。ライトナーは損益計算を修正して収益費用の源泉別分析の必要を述べ、グロッセはさらに進んで賣上高の詳細なる監査、信用經濟的見地における成果計算の修正と費用分析、その他競争關係および市況の調査までもその手段として擧げてゐる。

次に企業の信用受容能力の監査であるが、ここで主として問題になるのは受信者が信用を必要とする理由の究明、

および受信者財産の信用經濟的見地における批判的觀察である。だがここでは特に後者につきグロッセおよびライトナーの論述に従つて略述する。^(註七) 受信者財産がどの程度まで信用を受容し得る能力をもつかを監査するには提出された通常の貸借對照表を検査するのみでは不充分である。もとより帳簿の形式的監査が行はるべきはいふまでもないし、貸借對照表の實質的監査が必要なことも當然である。だが重要なことはこの監査が信用經濟的觀點の下に行はるべきことである。従つて項目によつて信用狀態の表示に不適當なるかぎり、この見地から修正して、信用貸借對照表 (Kreditbilanz) に編成替を行はねばならない。そのためにまづある種の貸借對照表項目は新に分類し直す必要がある。例へば商品債務と金融債務とを嚴密に區別し、期日によつて整理するとき、また短期負債と長期負債の分類にあつて満期日の迫る長期負債償還類には特に注意するときである。さらに擔保の有無によつて負債を區別することも肝要である。資産も同様に分類するべきは勿論であるが、さらに例へば保全抵當、流通抵當その他のごとき負擔の有無によつても分類されねばならない。

次に資産の評価についてみるに、或る種の項目は新たに清算價值 (Liquidationswert) またはその他の適當なる時價によつて評價修正される必要がある。ここに清算價值とは經營の任意的または強制的清算の場合、即ち經營の資産を經營以外の目的に轉用する場合に生ずべき價值である。従つて資産の信用貸借對照表價值が、通常の貸借對照表價值よりも場合によつて低くなることはいふまでもない。

上述のごとき項目分類と評價修正によつて信用貸借對照表が作成されるが、受信能力はこれを基礎として検討されるのである。例へば資産と負債を比較した場合、若しも負債超過があらはれるならば、企業の種類にもよるが、信用

	通常ノ貸借 對照表價值	信用貸借 對照表價值	直接附資産	自由ナル 信用價值
土地建物	680,000	470,000	300,000	170,000
機械	116,000	50,000	—	50,000
設備	87,344	1	—	—
受手及賣掛金	596,000	410,500	置渡額 300,000	110,500
商 品	218,100	180,000	—	180,000
現金預金	22,800	22,800	—	22,800
	1,720,244	1,133,300	600,000	533,300
		信用貸借 對照表價值	擔保附	無擔保
抵 當 債 務		300,000	300,000	—
支手及買掛金		166,000	—	166,000
銀行借入金		122,000	122,000	—
未拂工賃税金		6,100	—	6,100
		594,100	422,000	172,100
資 本 金		539,200		
		1,133,300		

の授與は問題にならない。また資産總額から負擔を有する資産部分を控除すれば、拘束されない自由な資産價額が決定される。この高さは信用授與の重要な規準となるものである。そのほか信用貸借對照表の各項目を組合せて信用經濟的活動性の批判も行はれる。上にその計算例としてライトナーの示す信用貸借對照表を掲げておく。

註一 Leitner: a. a. O. S. 165. Grösse, G.: Kreditprüfung. S. 2.

註二 Leitner: a. a. O. S. 149.

註三 Eich: a. a. O. S. 140-141.

註四 Grösse: a. a. O. S. 3.

註五 Leitner: a. a. O. S. 165.

註六 Grösse: a. a. O. S. 40.

註七 Leitner: a. a. O. S. 162-160.

Grösse: a. a. O. S. 31-39.

八

經營監査の意味における信用監査の二三の問題について簡單ながら説明した。ここではその内容の體系的論述や方

法の詳細な解説は必要でない。ただそれが大凡如何な輪郭をもち如何なる方向を目指すかを觀取しうれば足りるのである。さて以上略説したところから、外部監査人の立場における經營批判的監査が如何なる特徴をもつかについて、我々は二つの重要な事柄を擧ぶことが出来る。

その一つは經營批判のための監査が經營分析の方法を如何なる仕方で取入れるかに關してである。信用監査の方法は前述のごとく詳細を極めたもので、從來の與信者の立場から行はれる信用分析とは大いに趣を異にしてゐる。單に決算諸表の數字のみに頼らず、經營内部の詳細な資料により、色々の觀點から真相の究明につとめるのであつて、經營分析論で從來取扱はれた一面的な分析方法とは格段の相違が見られる。經營監査は單純に在來の經營分析方法を取入れるのではない。監査人の立場から特定の目的に副ふやうに分析方法を修正、改良、發展せしめて攝取するのである。もとよりその目的が與信者のための信用批判であるか、經營者のための經濟性批判であるか、或は出資者のための収益性批判であるかによつて、分析方法の修正改善の仕方は自ら異なるであらう。だが、とにかく經營監査は會計監査と經營分析との機械的結合ではないのである。

他の一は信用貸借對照表の作成といふ點からも推測しうるやうに、經營監査においては、會計批判の態度なり方法が變化してゐる點である。ここでは會計報告内容の批判は被報告者に委されないので、監査人自身の任務である。従つて會計監査の方法も特定の批判目的に副ふやうに變更修正されるのである。いふまでもなく形式的監査の方法は依然として變りはないが、實質的監査はむしろ根本的に變革される傾向がある。從來の會計監査では、會計報告が被報告者によつて如何なる目的に利用されるかに關係なく、法律規定、會計學通説、または實際慣習上妥當と認められた規

準に照してその適正如何が監査された。被報告者はこの會計報告から自身の關心をもつ部分を取上げて批判觀察するのみであつた。然るに經營監査においては特定の目的に照して會計記錄の適否は検査され、さらにその目的に適合するやうに修正される。監査目的によつて適否如何を判斷すべき規準が異なるのである。一例をあげれば、經營者のために營業成績を明かにする貸借對照表監査は、外部關係者のためのそれとは相違するのである。ここでは會計批判の規準は思ふに靜態論的貸借對照表原則（眞實性、明瞭性等）よりはむしろ動態的の原則（比較性）に重きをおくべきであらう。換言すれば經濟性表示を目的とする成果計算原則に照して監査さるべきであり、この原則に適するやうに改修さるべきであらう。この點をさらに追究することは他日に譲る、が何れにせよ、經營監査はその目的によつて會計批判の規準を異にするのである。

ここに取上げた二つの點から經營監査の研究が如何なる方向へ進むべきかを大體において察知することが出来る。米國に端を發した監査論の新傾向は獨逸において具體化され、著しく發展せしめられてゐる。だが獨逸の監査論は經濟監査の問題を論ずるにあたつて、株式會社の年次決算に關する強制監査を最も多く取扱つてゐる。然るに株式會社の強制監査が經營批判に及ぶべきか、會計批判に留まるべきかについて學者間に意見の相違があり、一般的には條文の解釋から會計批判に限定されると認められてゐる。さらに經濟監査においては各種の經營監査は年次決算監査に對する特殊監査と見做されており、その全領域に亘つて必ずしも徹底的な論究は行はれてゐないやうである。然しながら監査論の發展からみて、重要な意義をもつのは經濟監査の中でも經營監査の部分である。その根本的組織的研究こそ今後の監査論の課題でなければならない。